

## ◆ 地方法人特別税の計算

地方法人特別税の課税標準は、標準税率により計算した法人事業税の所得割額及び収入割額であり、これを「基準法人所得割額」及び「基準法人収入割額」といいます。

地方法人特別税は、この「基準法人所得割額」及び「基準法人収入割額」に、次に掲げる税率を乗じて算定します。

※ 基準法人所得割額（収入割）額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除又は減免の適用がある場合には、それらの適用を受ける前の額によります。

### 地方法人特別税の税率

区 分	税率			
	H26年9月30日以前に開始する事業年度分	H26年10月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度分	H27年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度分	H28年4月1日からH31年9月30日までに開始する事業年度分
① 所得金額課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	81.0%	43.2%		
② 収入金額課税法人にあつては、法人事業税収入割額の	81.0%	43.2%		
③ 外形標準課税法人にあつては、法人事業税所得割額の	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%

<法人事業税の計算式>

所得金額又は収入金額 × 税率 = 所得割額又は収入割額



<地方法人特別税の計算式>

基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率 = 地方法人特別税額

## ◆ 申告納付の方法

地方法人特別税は国税ですが、法人事業税と併せて県税事務所に申告納付することとなります。